

災害拠点精神科病院の指定にかかる審査概要

指定要件：令和元年6月20日付け医政発0620第8号・障発0620第1号
厚生労働省医政局長通知、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

(奈良県立医科大学附属病院)

必須要件	判定	備考
1. 運営体制について		
① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	○	
② 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。 なお、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点精神科病院と被災地外の災害拠点精神科病院とのヘリコプターによる患者、医療物資等のピストン輸送等を災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して実施できる機能を有していること。	○	
③-1 災害派遣精神科医療チーム（DPAT）を保有し、その派遣体制があること。	○	令和2年1月1日協定を締結
③-2 災害発生時に他の精神科医療機関のDPATやその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	○	
④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号）に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。	○	
⑤ 被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。	○	BCPマニュアルを策定
⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	○	毎年度実施
⑦-1 地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること。	○	
⑦-2 災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	○	
2. 施設について		
① 病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けること。	○	精神病床108床
② 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。	○	
③-1 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。	○	7割程度 3日分
③-2 平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	○	
④ 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。	○	

必須要件	判定	備考
3. 設備について		
①-1 衛星電話を保有していること。	○	
①-2 衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	○	
② 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。（情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。）	○	
③ 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること。	○	
④ トリアージ・タグを有すること。	○	
4. 備蓄について		
①-1 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。	○	食料、飲料水/3日分、医薬品/5日分
①-2 食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。（医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）	○	協定の締結を予定
5. 搬送に関連する施設・設備について		
① <u>被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。</u>	○	SCU展開時の患者の待機場所を院内マニュアルにより規定
② 広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するにあたり、受け入れ想定患者数に見合った水、飲料、医薬品等の備蓄を行うこと。	○	
6. その他の事項について		
①-1 <u>災害拠点精神科病医院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。</u>	○	
①-2 <u>災害拠点精神科病医院は指定要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認を受けること。</u>	○	
①-3 <u>災害拠点精神科病医院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。</u>	○	
①-4 <u>身体疾患を合併する患者の受け入れが行えるよう、院内の診療体制の整備またはDMAT等との連携体制の整備など、適切な対応を進めること。</u>	○	